

固定資産税(償却資産)に関する課税標準の特例について

1. 太陽光発電設備に関する課税標準の特例

償却資産として申告いただく太陽光発電設備について、固定価格買取制度の認定を受けたものが、平成 28 年 3 月 31 日までは、特例対象となっていました。が、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した当該認定設備については、その特例適用の対象外となります。これに代わり、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助金を受けて取得された自家消費型の太陽光発電設備が、固定資産税の軽減特例の対象となります。

また、平成 30 年 4 月 1 日以降に取得したものは、発電の出力量により適用される特例割合が異なります。

取得時期	平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日
特例対象設備	固定価格買取制度対象外かつ再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているもの（10kw以上） ※出力量により適用される特例割合が異なります
特例期間	○出力千kw未満 新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り、課税標準額を2/3に軽減します。
特例率	○出力千kw以上 新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り、課税標準額を3/4に軽減します。

○償却資産申告書に併せて、下記書類の提出をお願いします。

(1) 固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申請書

(2) 一般社団法人日本環境協会（平成 30 年 3 月 31 日までは一般社団法人 環境共創イニシアチブ）が発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し

※なお、償却資産の申告にあたっては、特例が適用される資産の備考欄に「法附則 15 条第 32 項第 1 号イ」（出力千kw未満のもの）、「法附則 15 条第 32 項第 2 号イ」（出力千kw以上のもの）など、対象資産であることがわかるように出力量と併せて記載してください。

～次のページもご覧ください～

2. 経営力向上設備に関する課税標準の特例について

中小企業者等が「中小企業等経営強化法」の施行日（平成 28 年 7 月 1 日）以降に取得した、経営力向上計画に記載のある経営力向上設備について、取得から 3 年間課税標準額が 2 分の 1 になります。本特例の適用を受ける場合には、認定を受けた「計画の申請書及び認定書の写し」並びに「工業会等による仕様等証明書の写し」を、認定資料としてご提出いただく必要がございます。

※本特例措置は、平成 31 年 3 月 31 日までに取得した資産が対象です。経営力向上計画の認定は引き続き申請可能ですが、期限を過ぎて取得した資産は特例措置の対象外となります。

3. 先端設備等に関する課税標準の特例について

中小企業者等が、先端設備等導入計画に基づき取得した機械及び装置等について、取得から 3 年間課税標準額がゼロになります。

本特例の適用を受ける場合には「計画の申請書及び認定書の写し」並びに「工業会等による仕様等証明書の写し」を認定資料としてご提出いただく必要がございます。